会議規則第７１条の規定に基づく合同委員会

期　日　平成２９年１２月１１日（月）
時　間　午後１時３０分
場　所　議　　場

１．開　会

２．町長あいさつ

３．合同委員会案件の説明
　＊総務厚生常任委員会所管
　　議 件 １　後志利別川流域タイムラインの進捗状況について
　　議 件 ２　平成３０年度からの国民健康保険制度改革について

４．その他

○出席委員（１０名）

１番	岸　　徹　也　君	２番	小　川　ひとみ　君
３番	加　藤　三　明　君	４番	向　井　孝　一　君
５番	芳　賀　芳　夫　君	６番	徳　田　栄　邦　君
７番	日　置　紳　一　君	８番	村　上　忠　弘　君
１１番	上　村　義　雄　君	（議長）	村　瀬　　廣　君

○欠席委員　（２人）

９番	川　上　絹　子　君	１０番	山　崎　　仁　君

○出席説明員

町長	外崎秀人君
副町長	中島光弘君
総務財政課長	森朋彦君
総務財政課長補佐	住吉淳君
まちづくり推進課長	寺崎康史君
まちづくり推進課長補佐	早坂靖君
保健福祉課長	北見伸夫君
保健福祉課長補佐	岸貴之君

○出席事務局職員

議会事務局長	成田光康君
議会事務局係長	佐藤直樹君

開議　１３時３０分

◎副委員長あいさつ

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　会議の前に一言、ご挨拶を申し上げます。

今年も残すところ２０日と、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の合同委員会につきましては、所管の委員長がこの任にあたるところでございますが、予約検診がございまして、調整がつかないということで、本日は欠席となっております。

会議の進行については、私が勤めさせていただくことになりました。

さて、本年は記念すべき今金町自治施行１２０周年と記念すべき年でございました。

多くの町民の方々が、歴史を振り返り、更には記念行事に積極的な参加をいただき、有意義な１年であったというふうに推察をしているところでございます。

また、記念式典にあたりましては行政職員の皆さん、多くの町民の皆さんのご尽力をいただき、無事終了することができました。

心から感謝とお礼を申し上げます。

本日の案件は、報告事項２件でありますが、皆さんの建設的な、そして闊達な議論がなされることをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　町長が出席しておりますので、開議に先立ち挨拶をお願いいたします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　こんにちは。

この間、定例会に向けまして、常任委員会にご審議賜ったところでございますけれども、その中で議案に基づくものではございませんけども、進捗状況等々含めて報告事項という形になりますが、総務厚生常任委員会に議件につきまして、合同委員会の方で説明をさせていただきたいということから、お願い申し上げたところでございます。

２件でございますが、特に後半の１件につきましては、新年度の政策に係わる重要な案件でございまして、早くに議員さんの方にその内容について説明をさせていただきたく、来たるべき新年度の政策提案の時には、きちんとご審議賜るような形の環境を整えたいということから、今回お願いを申し上げておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

◎開会の宣告

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　それでは会議に入ります。

本日、川上君、山崎君より欠席の届出があります。

ただいまの出席委員は９名で、定足数に達しておりますので、会議規則第７１条の規定による合同委員会を開会いたします。

それでは、初めに総務厚生常任委員会所管の議件１、後志利別川流域タイムラインの進捗状況についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　私の方から概略を申し上げさせていただきたいと思います。

１級河川後志利別川に係る、これは整備を含めて様々な諸々の対応があるわけでありますけれども、この間、後志利別川水防連絡協議会というものを組織して、様々な協議検討、あるいは対応をしてきたわけでございますけども、ご承知の通り、平成２７年の９月の利根川水系の鬼怒川、堤防が決壊したと、あるいは大氾濫を起こして、大変な災害、被害となったわけでありますけれども、そういう災害の背景から流水対策の在り方として、国の方で改めて対応しようということになったわけであります。

大きなテーマ的には、水防意識社会の再構築ということであるわけでありまして、対策だけではなくて、意識全体を高めていこうという政策になるわけでありますが、それに基づきまして、いままでありました後志利別川水防連絡協議会が平成２８年５月２３日に後志利別川減災対策協議会ということの名称替えをしまして、発足したところであります。

後志利別川大氾濫に際しましては、その減災対策を進めてきたところでございますけれども、改めて今年の９月１３日でありますけれども、タイムラインという検討会ということで、タイムラインということに視点を置きながら、防災、減災を考えていこうということで、この間、検討してきているわけであります。

何度かの会合につきましても、広く周知をし、議員もとより様々な方々の参加なり、あるいは指導なんかも受けながら進めているわけでありますけれども、その進捗状況について、きょうお知らせしたいと考えておりますので、所管課長の方から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　こんにちは。

私の方から、後志利別川流域タイムラインの進捗状況について報告させていただきます。

きょう、お配りしました、資料を基にご報告いたします。

（まちづくり推進課長朗読説明、記載省略）

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けをいたします。

向井君。

○４番（向井孝一君）　非常にタイムラインの重要性というのは理解しておりますが、先日、避難訓練の会場で複数の町内会の代表者の皆さんから、広報車の音が聞こえな

いと、これ多分何もない状態の中での声なので、例えば、雨が強く降っている時というのは本当に聞こえないと思うんですよ。

ですから、このタイムラインの計画と同時に、通知方法をどうするのかというのは非常に私も心配するところなんですが、その辺の考え方があったらちょっとお知らせいただきたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　議員のおっしゃる通り、防災を考える集い、あるいはその他の場面でも私も聞いておりますが、広報車の声が聞き取りづらいということは聞いております。

これにつきましては、いま現在６台の広報車でエリアを決めて、もしこういう災害があった場合に、６台の車で広報車を回す形に、いま現在それしかできないものですから、それを行いますが、これはそれぞれの車に積んであるスピーカーの性能にもよりますので、そこのまずはスピーカーの性能の改善を図るというのが１つ、これから行うべきことかと思います。

あとゆっくり回って欲しいという要望も聞いておりますので、これは１軒１軒というわけにはいきませんが、ゆっくり回るというようなことも心掛けたいというふうに考えております。

いま現在、できる範囲の中で改善を図っていきたいというふうに考えております。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　副町長、中島君。

○副町長（中島光弘君）　現況での原課の対応について説明申し上げましたけれども、以前も議会の方から、今後の防災無線等の考え方について、ご質問があったと思います。

このことにつきまして、同時に調査研究を進めたいと思っております。

設置にかかる費用は本当に膨大です。

うちの町のいまの地理条件に合ったものがどういうものが良いのか、それから一方的に伝えるというだけの防災無線が良いのか、色んなパターンがあるんですね。

双方向で、まだ色んなことをこれから検討しますけれども、できれば色んな情報を皆様に伝えるような仕組みがあったり、それから逆に高齢者であるとか、そういう方々から逆にもらえるようなシステムだとか、トータルでいろいろ考えていきたいと思っております。

ただ、現状の中では限界があるというふうに、私どもも認識をしております。

なかなか室内で生活をしていて、広報車の音が明確に確認できるかというと、一番うちの町で大きな課題となっておりますので、タイムラインそのものの色んな整備と共に、情報の伝達手段、それから防災無線の設置についてもいろいろ検討を進めていくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　その他、質疑ございませんか。

岸君。

○１番（岸徹也君）　タイムラインをいま色々と準備をされているということで、いち

早く、できるだけ早くこういうものをしっかり整備をされて運用していくことが望ましいというのは、多分皆さん同じ意見だと思うんですが、１つちょっと色々シミュレーションの部分で、いまご説明があったんですけれども、種川地区の部分で決壊が想定という、そういうシミュレーションで色々と課長からも説明がありましたけれども、これは特別何か意味があるんですか。

そこがちょっと弱いとか、たまたま種川地区の部分だったとか、何かそういうのがあれば教えていただきますか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　先程の報告でも説明いたしましたが、これは最大クラスの被害を想定するということなんです。

そうすると、種川、メップと利別川本流の合流地点が決壊することによって、浸水範囲が、ここを想定しますと一番広くなるということで、ここにしているというだけでありまして、実際にそこが決壊するということではございません。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　岸君。

○１番（岸徹也君）　様々それぞれ想定もあるんでしょうし、今後はきっとその種川地区の部分以外の部分も想定をした、そういったシミュレーションなんかも多分考えられるのかなというような予想はできるんですけれども、いま種川の部分で決壊をしたと。

そして今金町の特に国道から南の部分は浸水をすると。

そういうシミュレーションが出て、市街地の部分がかなり水がつく可能性があるんだという、これはシミュレーションの過程の話ですので、ただこういったものを出されると本当に怖いなという部分もあるんですけれども、そうなった時の例えば検討会の話の様子なんかでも良いんですけども、例えば町内にも国道より南部の部分には避難所というのも数ヵ所あるわけで、そういうものが使える、使えない、今度新しく体育館も設置されて、そこも避難所として一応指定をしていくという流れの中で、何か水がついた時には使えないねとか、国道より北側部分の方に人を避難しなければならないねとか、なんかそういった部分の話というのは検討会であったかどうか教えていただけますか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　避難所と避難経路につきましては、これからの検討になります。

ただ、いま分かっているのは、この想定被害というのは内水氾濫と外水氾濫の２回起きるという想定ですので、それによってまた避難所が変わっていくということは、想定できるだろうということで、内水で使える避難所と外水で使いうる避難所というのを、分けて考えないといけないなというふうに考えております。

いま現在、検討中でございます。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。

その他、ございませんか。

上村君。

○１１番（上村義雄君）　マックスの状況があった場合のシミュレーション、そしてタイムラインでの検討ということで、時間差等の部分で今後これから色んなことで詰めていかなければならない部分が出てくることだろうと思いますし、１つには千年に一度という状況がいつくるか分からない。

これは確かに、これは道の方の河川の氾濫の部分で示されたのを基にしながらこうやってシミュレーション作ってこられたのだろうというふうに思います。

非常にこれは大事なことだし、事前に準備をしながら周知していくということも、今後の部分では必要なことだろうと。

これは私が体育館建設の時にこういうところではまずいのではないのか、見直しをかけませんかと出した案件の一つでもあります。

これは色んな考え方があるでしょうから、現在は建設をするということでスタートして、起工式も終わりました。

しかし、現実はこういうことも有り得るということを、まちづくり推進課長は自らそういうのを耳にしながら、聞きながら、それに対応した進め方をどうするかということで、考えられていることだろうというふうに想定します。

まずは起こらないのが一番良いことですけれども、起きた場合にどうするかということでの想定でやっているわけです。

過去において、平成１１年の年に豊田の川が氾濫し、田んぼが水没しました。

そのごにポンプアップ等も整備されてあれしていますけれども、依然としてポンプアップで吸い上げるだけでは最大の水を吸収できないというのは現状でしょう。

当時、１１年の時、美利河ダムを４時間放水するのを待っていただいたら、あそこの豊田のあれが水没することはなくて済んだんでないかということで、当時の議員と町長とで美利河ダムに赴きました。

そしたら、国土交通大臣の許可がない限り、その時間をずらすことはできないんだ、マニュアルに沿ってやっているんだ、そういう話でした。

タイムラインというのはそういうことだろうと思うんです。

今年の部分でも美利河の方が大変大雨になりました。

こちらの方は、今金の町の方はそんなに雨が降らなかったわけですけれども、結果的に美利河の放水をして、連絡が行き届いているのかどうなのか分かりませんけれども、田代の民家１軒がもう住宅にもう少しで浸水するというまでいきました。

それはゲートを閉めるのが遅れたから利別川の水が逆流して出てきているという状況からおきたという話でした。

マニュアルで、そしてその通りのシミュレーションでやっているだろうけども、現実そういう、今年の場合でも出てきています。

そういうところをお互いに、未然に訓練をしながら避難訓練をやりながら、そういう対応をしていくということは大事なことですし、より綿密にそういう対応をしていけるような方策を、ここで書かれてあれするには施設に入っている障がい者、高齢者

を先に避難させる。
　その次という段階でやっておられるようですけれども、そういう綿密な部分の連携も、美利河の放水する時はサイレンが設置されていますよね。
　放水するのにサイレンを鳴らしてあれしているから、樋門のその部分を、ゲートを預かっている管理している人が聞こえなかったか、それが時間がずれたのか、そこらあたりは分かりませんけれども、現実そういう、要するにゲートを閉めるのが遅れたために民家１戸が、納屋は全部水に浸かりました。
　住宅ももう少しでつくという状況がありました。
　そういうこともありますので、もっともっと検討されるのにも、ただ机上でこうやって、こうなればこうなるという、ただ専門家の話で専門家の指示でもってできたタイムラインであれするよりも、現実にそういう部分も現場に即したような考え方も考慮に入れてした方が良いと思いますけれども、いかがかどうか。
○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　町長、外崎君。
○町長（外崎秀人君）　この間、災害等々含めて常々様々な対応について議論があったり、心配事があるわけでありますけれども、きょうはタイムラインということの説明をしているわけでありますが、改めて改めて早い段階から心構え準備をしようということが一つの大きな要素であるわけであります。
　何がどういう状況で起きるかということについては、様々な対応があるわけでありまして、例えばの事例で議論をしている、モデルを作って議論をしているわけであります。
　上村議員おっしゃいますように、確かに利別川本流だけの問題ではないんですよ。
　ダムを議論しますと、ペタヌというところに観測所がありますので、あそこが一番雨が多いんですけど、それが全部ダムで受けていると。
　放流をどうするかということの議論の中では様々な動きがあります。
　それが下流全体にどれだけ影響するかということも、全てが影響するわけではないんです。
　樋門の問題については、開発の方できちんと電話連絡で樋門管理人の方に連絡をして、閉じてくれ、上げてくれという指導をするわけでありますけれども、内水氾濫を一つ例をとりますと、内水氾濫は本流の水が多ければ多いほど樋門から畑、田んぼ、民家の方に出る。
　バックウォーターっていうんですけども、バックウォーターがあって初めて生じる。
　それを生じないように早く閉めても、早く閉じてしまえばどうするかったら、山の方で、別な方の方で雨が降ったものが全部一番低い利別川にくるわけですから、はけていけない。
　そこで内水氾濫が起きる。２つの方法があるんです。
　本流からの水がバックにかかってきて、水が少ない方へ出てくるわけですから、内水氾濫を起こす方法と、本流は閉じます、本流の水は来ないんだけれども、八束だとか金原だとか神丘の水がどんどんどんどん入ってきて,そこで行き所がなくてそこで

溢れてしまうという方法があるわけであります。
いまお話がありましたが、1 つの事例は私が担当でもって排水ポンプ車の配置をお願いした経過があります。
札幌にあったものを２台持ってきていただいて、これを今金町に常勤して下さいということで、対策をとった。内水氾濫対策でとったわけであります。
ダムにつきましては、色んな議論がありまして、いまおっしゃっていただいたように、町長をはじめ議員さん方、どうしてもその法的なことが難しいということから、私が担当でありましたので、ダム管理所の方に全員と一緒に行って勉強をさせていただいたと。
ルール、基本がある、ですからそれについてはその時の説明があったようにいくら知事であろうと、町長であろうと、国会議員であろうとそのマニュアルは変えることができないんだと。
ダムの排水を、排水する１時間に６０センチ以上超えた放流ができないだとか、それをやることによって下流に大きな影響が出るんだ、そういう説明を皆さんで受けたわけでありますけども、やっぱりマニュアルはマニュアルとしてあるわけでありますが、いまここで考えられるのは、マニュアルはマニュアルでありますけれども、そこをこえて我々の力の中で、水意識をどう高めていくかということで、早く、早くに対応することによって、いま議員さんのおっしゃるような対策をとれるのではないか。
まずそこに手掛けて行こうじゃないか、明日台風が来るからということで、近年は動いてきたわけでありますけども、２日、３日前からその対策をとろうということが、このタイムラインの重要性であるわけでありますし、加えて様々な方法を考えようと。
先程、私が申し上げましたように、何よりもこの目的は水防意識を高めようということでありますから、行政はもとより住民の方々も速やかに避難しようということが、ベースになっているわけであります。
今金町もご承知の通り、様々なところに避難所があるわけでありまして、この前の防災の集い、自治会の避難訓練の時も話しがありました。
私のところはあそこって避難所が決まっていますけども、そこでなければダメなんですかという話がありました。
決してそうではないです。避難するのは、安心なところはどこでも基本的には良いわけでありまして、まずは自己判断でもって避難するということが全てになるわけでありますけれども、それをフォローするのが町としては、この辺に住んでいる方についてはここが望ましいですよということで、一定程度指定しているわけでありまして、それをこえてしまうと、議員さんがおっしゃるようにね、なんだかんだ体育館でなければダメなのとか、中学校じゃなきゃダメなのかと、そうは決してなっていかない。
災害の状況に応じて、行政の方としても自治会の相談を受けながら進めていかなければいけないのかなと。
重要なのは、国も先程説明があったように、水位の調整でもって様々な指導があります。

様々な通知があるわけでありますけども、それでは遅いわけであります。

金原、八束の方の水位というのは国は管理していませんので分からないわけでありますから、そちらの水が多ければ早くに樋門を閉じなければならない、早くに流さなきゃならないという指示があるとすれば、やはり町内会、自治会は地域の方々の情報に基づいて、そのタイムラインに位置付けながら早い対策、対応をとるということが必要ではないのかなと、議員がおっしゃっていただいたように、排水機はあそこにしかないわけでありますから、それで果たして良いのかどうか、その機械もあそこが適切なのかどうか。

以前は田代側の方で大氾濫をおこした経過が、最近はないんですけども、そういう色んな地域で有り得る要素をどう汲み取っていくか。

色んなシミュレーション、きょうは一つしか出しておりませんけれども、色んなところのシミュレーションを作ることが望ましいのではないかなということで、これを参考にしながら、是非、色んな形を取り上げていただいて、加えて私の方からも町内会、自治会長さんにお願いを申し上げましたけども、それぞれ避難訓練みたいな形を取りながら、あと自助努力でよろしいですから一度やらせていただければという話をさせてもらっています。

市街地ばかりではなくて、地域、地域でもって様々な対応、対策を考えていかなければいけないのかなと思っていました。

本当にいまいただいた意見はもっともでございますので、そういう形の中で心掛けながら作っていかなければいけないと思っています。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　残念ながら私も９月２８日のこのタイムラインの検討会に出席をして、あとの２回については産業教育常任委員会とだぶったものですから、残念ながら出席できなかったわけなんですけれども、この松尾一郎アドバイザーの提案によるタイムラインを構成する作業として、ここの誰がというところに町内会も入っているわけなんですよ。

それでこれは鬼怒川の氾濫とか、石狩川の氾濫だとかいろいろ経験をして、滝川辺りでは自治会で町内独自のタイムラインを作っているわけですけれども、これから試行版ができて、それに基づいて町内会辺りにも、各町内会でそれぞれこのタイムラインを作ってもらうことになると思うんですけど、その辺の説明というのはあとからする予定があるのかどうなのか、まずお尋ねしておきたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　私の報告の中にも申し添えなければなかったところなんですが、このタイムラインは最終的には自治会、町内会のタイムラインに繋げてこそ初めてみんなが動く仕組みになっておりますので、最終的には議員のおっしゃる通り、自治会、町内会に繋げなければならないというふうに考えております。

先日の検討会でも町内会の方が出られたんですけど、その中でもダムの調節情報ですとか、水位情報を提供してほしいという要望もございました。

そういう要望を受けて、このタイムラインの中でなくても、それはできることでありますので、どのようにしたらその情報が流せるかということも、今後考えていきたいというふうに思っていますので、そこのところは連携を密に行っていきたいというふうに考えております。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　情報を共有してほしいというのが出ていた方の率直な意見なんですけども、町長が避難勧告、避難指示を発令した場合に、どこへどうやってそれじゃあ町内会にくるのか、そこが一番問題だと思うんですよね。

先程、向井委員からもあったけども、防災の広報車を流して、どの程度伝わるかというのは別として、ともかく町民はいまのところテレビでより情報を得る方法がないんですよね。

ですから、今金町に大雨注意報が出た、大雨警報が出た、じゃあ何をすべきかといって、どこからどう情報が伝わってくるのかっていうのが一番私は問題だと思うんですよ。

その伝達方法さえきちんとしていれば、タイムラインを作って、町内会でやるべきこともできると思うんですけれども、その連絡方法を確立していないと、やっぱり上手く行かないと思うんですよね。

それでＪアラートの時に携帯に一斉にメールが入りましたよね。

これ去年ですけど私、丁度札幌に行く途中に洞爺のところの上に上がったらメールが鳴ったんですよ。

訓練、訓練、ただいま有珠山が噴火しましたって。

私の携帯にメールが入ったんです。そしたらその日、洞爺湖町で訓練をやったそうなんですけども、そういう方法もあるんだし、それから福島でしたか、知内でしたか、ちょっと分からないですけども、スマートフォンとかタブレットを各お年寄りのところに預けていて、それに伝達する方法もあるそうです。

岸君に聞いたら、相当お金がかかるということなんですけども、それも防災無線を設置するよりも、そっちの方がずっと安いわけですから、その辺も検討材料になるのかなって思いますし、とにかく情報は早く伝達する。

これいま渇水期で良いですから、このタイムラインの施行も融水期に入ってくる前に作りたいって、いまやっているところですから、そのへんのところやっぱり後回しにするのではなくて、きちんと検討するものは早めに検討をしていく。

そういうことが必要だと思いますけども、いかがですか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、寺崎君。

○まちづくり推進課長（寺崎康史君）　議員のおっしゃる通り、緊急の場合、広報車を回しても間に合いません。

避難所に移動して下さいというのを広報車で回したとしても間に合わない場合がございますので、この緊急の場合はやはり最終的には、自主防災組織というものを最大限活用していかなければならないと思いますので、その場合には自治会、町内会長

あてにエリアメールと言いますか、携帯、スマホを通じたメールによる伝達、あるいは電話による伝達、こういったものがいま今金町として防災行政無線がない状態の中では、いま一番確実な方法かなと思いまして、その時にこの前の検討会でその情報が欲しいといった時に、検討したのはメールの最大限の活用ということを検討しております。

防災行政無線が整備されるまでは、そういったような緊急手段を確立したいというふうに考えております。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　このタイムラインで勉強した結果ですので、私の町内も防災マップを自分達の町内のを作ろうと思って準備しております。

要保護者、要支援者を町からの避難指示があった時に、誰がどのようにその方を安全に避難させるかというような地図を作っておいて、町内会の各家に張っておけば、その人が行けない場合は次の人と、段々にあれして、要保護者、要支援者を災害の場合にどうするかが一番の問題なんですよね。

そこのところをきちんとして、いま準備していますので、まずそこに行くためにも連絡方法というのはきちんとしてもらわなければならない。

そうでなければ、それが生かし切れないことになってしまいます。

ですからいま課長が言ったように、まずできるものから早く手を付けて行く。

こういうことをやりますよと町民の皆さん方にも早く知らしめてやる。

先程、上村さんが言ったように、町民の中にも美利河ダムが放水をしたからこういうふうになって、グラウンドも全部水浸しになったんだよ、何もわからないとダムを責めるわけですよね、ダムがあるからこそあれだけで済んだんですけども、そこを町民の皆さん方に知らしめる、普段からその行いをしていない。

そういうようなことをしていないから町民の皆さん方というのはいまでもそう思っています。

だけどそうじゃないんだと、美利河ダムがあるからいまのところ洪水が起きないで済んでいるんだよ、そこのところをもっとＰＲしていかなかったら、情報の伝達に繋がって行かない。

その辺やっぱり一つ一つ反省していって、前向きに検討されて早めに良いこのタイムラインを作っていただきたいと思います。答弁いりません。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　他にございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

４０分まで、暫時休憩といたします。

休憩　１４：２９

開議　１４：４０

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　休憩を閉じ、開議をいたします。

次に議件２、平成３０年度からの国民健康保険制度改革についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　この事案につきましては、私の方から前段申し上げさせていただきたいと思います。

この国民健康保険税の在り方につきましては、この間、議会におきましても、色々ご質問をいただいている経過があるわけでありまして、この間、様々な議論も審議もしてきたわけであります。

今金町国民健康保険運営協議会がございまいて、そちらの方にも提案を申し上げまして、協議を行い諮問をし、１１月１３日に答申をいただいたところであります。

いま申しましたように、平成３０年度からは国の全体の国民健康保険制度が変わるわけでありまして、その主体が北海道になるわけでありますが、様々な事務とか仕組みは北海道が中心となり運営をすることになりますけれども、この保険税の決定につきましては市町村が決めて行うことになるわけであります。

このことから、先程申しましたように、以前からご意見をいただいている部分の賦課方式の部分の中で、４方式が良いのか、あるいは資産割を除いた３方式が良いのかどうかということの検討をし、先程申し上げました諮問をし答申を受けまして、この３０年度から新たな方策として、政策として打ち立てて行きたく、ご審議ということにはなりませんので、ご意見をいただきながら正式に３０年度に向けた提案をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　平成３０年度からの国民健康保険制度改革について、保健福祉課の別冊の資料で説明をさせていただきます。

（保健福祉課長朗読説明、記載省略）

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けいたします。

質疑ございませんか。

向井君。

○４番（向井孝一君）　非常に中身的に説明を受けても中々理解しがたいものばかりなんですか、一番わかりやすい部分で２，３お聞きいたしますが、窓口支払いの場合で現行でも５段階方式ありますよね。

所得の絡みというのか、あいうえおで、いま個人の窓口負担、つまり３割の中での例えば限度額、１か月の外来と入院と別々にそれありますけれども、それはこの３０年度もそういう方式は変わらないということなんですか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　いまのご質問は、例えば入院した時の所得に応じての

負担限度額の話だと思うんですけど、そのような制度につきましては、今後、課税方式とはまた違う話になりまして、３割負担なんですけど、限度額、所得に応じて４万いくらだとか、そういう制度につきましては変わりがないということで、いま現在ですね、国の制度が変わると必然的に変わるということになりますが、いま現在そのように変わるという情報は得ていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　向井君。

○４番（向井孝一君）　この答申によりますと、４方式ではなくて３方式でほぼやる方向に向いているようなんですけども、ただ説明の中でありましたように、１次農業者については資産割がなくなった分、今度は所得割の方が増大するという部分があるよね。

その部分というのは、いままで所得割で支払ったよりも増額になるのか、それともその辺の絡みというのはどうですか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　資産割がなくなる分は所得割にオンされるんですけれども、先程全体的に２，０００万程下がるんですけれども、資産割影響分というのはそのうちの１，８００万くらいなんです。

ただですね、今回の制度改正の中で均等割りと人数割との比率の話を説明させていただいたんですけれども、１人世帯、２人世帯については下がるんですよ。

３人以上になってくると、人数割の比率が大きくなっているので、所得と人数と、試算が有るなし、全部総合的に自分のところに当てはめてみると、大体どれくれいかという。

いままで単身、あるいは２人世帯で資産があった人は確実に下がります。

人数が、例えば５人、６人になると、その分だけ人数割にウエイトがいっていますので、その分で大きくなってしまうので、単純に比較はできないんですけども、資産割でも有るなしで、１人、２人世帯なのか、３人以上の世帯なのか、単純にいうと２人世帯までは応益で下がる、３人以上で応益で上がる。

応能益は資産があった人は、資産がなくなれば下がるということなんです。

ただそれは何人家族だとか、資産割額が例えば先程１０万円という設定をさせてもらったんですけども、それが５万円だとその半額が税金に影響しているとか、やはり個々で見て行かないとならないんですけれども、ただ全体で言えるのは資産割が下がったのは、皆さんの所得割が上がっているということだけは確かなんです。

そういうことでご理解をお願いします。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　上村君。

○１１番（上村義雄君）　３０年から道の基準に従ってやるという、いま説明は理解しました。

ただ要するに国保税なんかでも、滞納分がありますよね、その滞納の部分は今回のあれでもってどういう状況になるのか。

要するに町が抱えている未納している、滞納している国保税なんかの部分ですよね。

そこら辺りがどういう判断で、どういう措置の仕方をとっていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　平成２９年まで町が賦課して、未納分を町の未納ということになっています。

平成３０年からの保険証は北海道国保という北海道に保険者が変わるんですけれども、賦課徴収については今金町が行うということで、従前からある滞納分というのは、そのまま滞納分として繰り越されるということになります。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　上村君。

○１１番（上村義雄君）　未納が繰り越されるという部分、それに従って要するに渡島檜山でもっての徴収する機構に加盟してやっていますよね。

それらも結果的にはそのまま残るという感覚ですか。

それとも、全道の中でもそういう滞納繰越でしている部分についての措置の仕方というのは、新たな道の段階で考えられるのかどうか、そこらあたりお願いします。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　先程説明した通り、税額については平成３０年以降につきましても今金町が課税するということになります。

だから先程説明した通り、滞納繰越分についても今金町の滞納分ということになります。

滞納整理機構に移行して徴収を担っていただいている分についても、基本的には今金町の滞納分ということになりますので、機構で集めてもらっている分以外は未納ということになりますので、滞納整理機構に依頼をしても集まらないものについては、やはり今金町の未納ということになります。

それもやはり繰り越されるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

税の考え方が変わらないということで、普通、保険証は今金町から北海道になっても、被保険者って病院に行った時に何も変わらないということなんですよね。

ただ変わるのは、内部事務で簡素化できたりということがほとんどということになりますので。

保険給付費はいままで、今金町で一般給付費で５億２，０００万とかの予算で、冬を迎えて医療費の動向について、上がった、下がったって一喜一憂はしていたんですけども、保険給付費については全額北海道が負担するということになりますので、年度末になって足りる、足りないという心配はなくなるんですけれども、結局要するに今金町で使った医療費というのは年度の平均値を取っていくので、上がったらやっぱり税額、北海道が示す標準税率に影響したりはするということでご理解をお願いします。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　加藤君。

○３番（加藤三明君）　１点確認したいんですけど、この国民保険税の改革によって、道民税辺りの影響はどうなんでしょうか。

全く関係ないというふうに考えていいんですか。
○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。
○保健福祉課長（北見伸夫君）　今回の国民健康保険制度改革につきましては、小さい町村で保険事業を行うよりも、北海道全体でのスケールメリットを生かした保険制度改革ということになってございます。
そういう点で道民税、町道民税との関連性はいまのところございませんので、ご理解を、影響はしないということでご理解をお願いします。
○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　日置君。
○７番（日置紳一君）　国の方で医療分なのか、医療分の上限が４万円程上がるような話を聞いていたんですけど、道がやる場合にはやはりその上限まで、いま現在上限の人、４万上がった状態の上限になるんでしょうか。
○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。
○保健福祉課長（北見伸夫君）　国民健康保険税の賦課限度額の質問だと思います。
現在ですね、いま医療分、現在５４万、後期高齢分、１９万、介護納付分で１６万、合計で８９万ということになってございます。
厚労省の社会保障審議会医療保険部会というところで、医療分の４万円の増額ということを検討しております。
この考え方につきましては、高所得層に負担を求めることで、中間層の負担を軽減するという考え方のもとで、これは何年か続けてやってきているんですけれども、たまたま昨年上がる方針が突如上がらなくなったと。
そういうことを踏まえまして、やはりそういう影響は中間層への影響が出ているということで、今年に関しては私は何とも言えないんですけど、４万円上がる方向でいま検討し、実際には年度末になるんですけども、地方税法改正に伴って上がるという例年専決処分で行っている事案でございますので、上がるという前提で、そういう方向が出ていますので、上がるという前提でお答えをさせていただきたいと思います。
○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。
○６番（徳田栄邦君）　今度は道が財政運営の責任主体となるわけで、今金町も税から料に変わるわけですけれども、料率というのは今金町は今金町で決めるわけですから、国保の運営協議会等についても、そのままの形で残っていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。
○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。
○保健福祉課長（北見伸夫君）　税方式と料方式っていま北海道内で混在しているんですけれども、これ資料的に料って書いている部分も税というふうに今金町は税方式を採用していますので、税ということでご理解をいただきたいと思います。
あと国保運営協議会の絡みなんですけども、国保運営協議会につきましてはいま現在、国保運協それぞれの町村で残すという方向になっておりますが、任期、いま２年任期でなっているんですけども、それを３年にするという制度改革が検討されているところでございます。

町村の国保運営協議会というのは、そのまま存続するということでご理解をお願いしたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　それと今度は納付金を納めて交付金でもらうわけなんですけれども、財政調整基金で国保の事業勘定の基金を持っていますね。

これの扱いというのはどういうふうになりますか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　財政調整基金、今金町も含めて各町、財政調整基金をいま現在運用している町村はたくさんあると思います。

財政調整基金の考え方につきましては、財政調整基金はそのまま繰越というんですかね、そのまま持っていって構わないと。

平成３０年度についてのみ、国庫負担金等の清算事務というのが発生してまいります。

平成２９年度の清算を平成３０年からするということで、平成３０年度だけ国庫清算が出てきます。

国庫清算をする場合に、保険税に上乗せするか、財政調整基金を利用して補填するかっていう、今金町の基本的な考えは財政調整基金がいま現在ちょっと苦しい状況にはなっているんですけれども、残額があればそのへんで対応したいと、いまの時点では考えております。

財政調整基金はそのまま繰り越されるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　それといままでですと、一時運用をして会計を維持していたんですけど、今後については一時運用というのはなくなるという考え方で良いですか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　今後につきましては、納付金の支払い方というのが示されて、うちの税徴収分と国庫の入ってくる時期を見定めて、一応納付金を、前期に多く、後半に少なくだとかそういう調整になっているので、一時借入というのが発生はしないのかなと思っております。

ただ、お金が足りなくなった場合に北海道でも基金を積み立てて、貸してくれるという制度もございます。

要するに納付金の支払いについては、税なり、保険基盤安定繰入で賄うことになりますので、一時運用という事態が生じるかどうかも含めて、多分、弾力的というか、支払時期を北海道も考えていただいているようなので、生じないのかなといまの時点では考えているんですけれども。ちょっと分かりません。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　なぜこんなことを言うかというと、本町の場合も一時運用をずっとしてきているわけなんですよね。

普通、独立会計ですから一般会計から貸してあげなかったら銀行から借り入れしなければならないですよね。当然、利息が発生するわけなんですよね。

まだ一般会計に余裕があるもんですから、いま会計管理者はずっと年間６，０００万くらいですけれども、一時運用については一般会計から持ち出してやっているわけなので、今度はそれが道に移管した場合には、今度は借り入れを起こしていかなければないですから、当然、利息が発生しますよね。

だから、その辺の利息が発生するのであれば、その分に対してはいままで通り、一般会計から一時運用をしてもらって払うと国保自体の会計というのは非常に助かるものですから、その辺のところも良く検討して、道と打ち合わせをして、それとですね先程、財政調整基金をそのままにしておくというんですけれども、今度は標準的な税率というのは道の方で決まってくるんですけれども、それよりも軽減した分、安くしようということが町長の政策で出てきた場合には、この財政調整基金を繰り入れてやる場合も可能なのかどうなのか、その辺はどうですか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　前段の一時運用につきましては、十分考えながら進めて行きたいと思います。

あと政策的に財政調整基金等を利用しての軽減という話ですけども、それにつきましては理論上、可能でございます。

ただ、道が目指しているところは一般会計からの繰り入れはなるべくしない。

独立採算でやりなさいというのが指導であるところでございます。

当初は凄く強い指導であったんですけども、ちょっとトーンダウンというんですか、多分かなり繰り入れている町村もあるからトーンダウンになっているのかなと感じますけども、当初は赤字繰り入れ等をする町村に指導に近々の何か月前だと直接指導に入ったりはしております。

基本的に独立採算だから、収入と収支をちゃんと考えて一般会計からの繰り入れはやはり、ほかの健保ではやっていない制度になりますので、それは基本的に認めないというスタンスは北海道にはあります。

じゃあ、まるっきりできないかというとことであれば、財政調整基金の繰り入れだとかは可能な状況にはなっているということで、ご理解をお願いいたします。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　徳田君。

○６番（徳田栄邦君）　これで最後にしたいと思いますけど、いままで財政調整基金の国保の事業勘定分については、療養給付費の大体２か月分くらいを目途に積んどくというようなことが基本にあったわけなんですよね。

現在、４，９００万よりないわけなのでね、この辺のところを増やす、あるいはこのまま維持して行く、別に療養給付費の２か月分というようなことに捉われないで、進めて行くという考え方でよろしんでしょうか。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、北見君。

○保健福祉課長（北見伸夫君）　現在の基金保有額、徳田議員おっしゃる通り、当初、

４，９０９万、約４，９００万、財政調整基金ということでございますが、今回１２月補正の話になるんですけれども、今回１，６８６万７千円を追加いたしまして、補正後の見込み額で総額４，０００万、これは今年、この冬になってから医療費がちょっと高騰というか、月レベルが上がってきている状況になっています。

去年の一般分で５億６００万円、このペースで行くと５億２，０００万円を超えるかなという予測のもとに、これ１２月の補正の話になってしまうんですけども、１，６００万円程追加という補正予算を出させていただいているという状況の中で、これは最後になってみなければ分からない話なんですけれども、実際のいまの基金残高というのは、運用できる１２月補正後になりますと２，０００万円程度ということに、いま現在の状況にはなるので、私たちも弾力的運用、色んな政策を考える上でも、財政調整基金ってやっぱりなくてはならないとは思うんですけど、ただ現年分を現年の納付金分を現年分で賄うというのは基本になりますので、そういうルールで言うと極端な財政調整基金が増えるということはなくなると思うんです。

平成２８年度に２，８００万円入れていただいて何とか、２，８００万円は残しつつ医療費が下がったということで運営はできていたんですけども、ちょっとこの１２月以降の見通しを立てた時に医療費が伸びて、高額の方も伸びています。

そういう関係で財政調整基金の見通しも若干苦しい状況にはなっているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　いまの質問に課長がお答えしましたけども、私の政策的な観点がそういう話でこんにちまで来ているわけであります。

医療費が毎月、４，０００万前後かかるということになると、急な医療費がかかることによって、財源は当然伴うわけでありますから、補正、補正、ということにはなりません。

一般会計から出すという仕組みが今金町はとっておりませんので、結果的には穴埋めをどうするかというと、途中でもって税率だとか料率を上げるようなことにはなりませんので、いまある中で対応していくという形になるだろう。

そう考えた場合に１か月分というのは３，０００万、４，０００万のベースというのは直ぐに上がるわけですから、私が町長にならさせていただいてからは、少しく基金を造成させていただきたい。

せめて２か月ないし３か月くらい、安定的に運営していくことが可能ではないかと。

全国、北海道の市町村の中では、そうではなくて町民の医療費なんだから一般会計でという雰囲気はあるにはあったんですけども、その雰囲気も今金町も国保の委員会の中ではそういう意見はなかったわけでは、考え方としては全くなかったわけではないんですが、何よりも先程の話ではないんですが３０年度に向けたこの運営の在り方、これは先程課長も言いましたように、全国、北海道含めて医療費を統一、平準化を図って行こうということなんです。

平準化は今金町はいまから安くなりますけども、ほかのところは上がるわけです。

これをならすというのは大変な負担になる。

倍以上払わなければならないというところも当然あるわけでありますから、激変緩和でもって少しく期間をみましょうと。

少しずつならしながら税率を、あるいは料率を上げて平準化に近づけて下さいというのが国の指導も、道の指導も当然あるわけでありますから、私は時間がかかるだろうと。

２年や３年の問題ではない。そこに国の方も少しく投入していくよという話になって、初めて標準化になって、北海道が一本の国保の運営になるということになります。

ただ、そう言っても時の町長の政策でもって、やはり安い方が良いわけですから、政策として本当は１万円なんだけども８，０００円にするという政策をとってしまったら財源をどうするかといったら、一般会計という話にはなかなかなっていかない。

国や道はそうはならないといっているわけでありますから、自主財源の中でやって行くということになりますから、基金というものを持たなければやっていけないだろうと。

そのこともなくしようということが国の方策にありますので、当面の間、私は市町村で決定をする、賦課する、徴収するという義務を負わされるわけでありますから、それを遂行するためには、ある程度の財源を持っておかなければいけないかなと。

かすかすでギリギリというよりも少しくいまあるもの、これからも医療にかかるにも先輩の方々の負担をいただきながら保ってきているわけでありますし、いま負担するというのは将来の方々のためにも、自分のためにも負担をするということでありますから、かすかすギリギリよりも一定程度目安を持ちながら、私は基金を造成することが目的ではないですけども、その目的は何かと言ったら医療費を軽減していくという努力をして、少しく積み立てていくという形が望ましいのではないかと、それを是非、追及して行くべきではないかなと思っております。

○総務厚生常任副委員長（芳賀芳夫君）　質疑ございませんか。

質疑を終わります。

次に、その他を議題といたします。

理事者から何かございませんか。

ほかに委員の皆さんから何かございますか。

ないようですので、その他を終わります。

◎閉会の宣告

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　以上で本日の合同委員会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

閉会　１５時５０分

署名委員

平成２９年１２月１１日

産業教育常任委員長